様式第４

個　別　注　記　表

事業者名＿＿＿＿＿＿

年　月　日から
年　月　日まで

1　継続企業の前提に関する注記
2　重要な会計方針に係る事項に関する注記
3　会計方針の変更に関する注記
4　表示方法の変更に関する注記
5　会計上の見積りの変更に関する注記
6　誤謬（ごびゅう）の訂正に関する注記
7　貸借対照表に関する注記
8　損益計算書に関する注記
9　株主資本等変動計算書に関する注記
10　税効果会計に関する注記
11　リースにより使用する固定資産に関する注記
12　金融商品に関する注記
13　賃貸等不動産に関する注記
14　持分法損益等に関する注記
15　関連当事者との取引に関する注記
16　１株当たり情報に関する注記
17　重要な後発事象に関する注記
18　連結配当規制適用会社に関する注記
19　資産除去債務に関する注記
20　その他の注記

（記載上の注意）

1　次に掲げる注記表には、次に定める事項の記載を省略することができる。

⑴　会計監査人設置会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第11号に規定する会社をいう。以下同じ。）以外の株式会社（公開会社（同条第５号に規定する会社をいう。以下同じ。）を除く。）の個別注記表　１、５、７、８及び10から18までに掲げる事項

⑵　会計監査人設置会社以外の公開会社の個別注記表　１、５、14及び18に掲げる事項

⑶　会計監査人設置会社であつて、会社法第444条第３項に規定するもの以外の株式会社の個別注記表　14に掲げる事項

⑷　持分会社（会社法第575条第１項に規定する会社をいう。）の個別注記表　１、５及び７から18までに掲げる事項

2　貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書の特定の項目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

3　継続企業の前提に関する注記は、当該会社の事業年度の末日において、当該会社が将来にわたつて事業活動を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後において、当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。）における次に掲げる事項とする。

⑴　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
⑵　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
⑶　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
⑷　当該重要な不確実性の影響の計算書類（会社法第435条第２項に規定するものをいう。以下同じ。）への反映の有無

4　重要な会計方針に係る事項に関する注記は、計算書類の作成に当たつて採用する会計処理の原則及び手続（以下「会計方針」という。）に関する次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

⑴　資産の評価基準及び評価方法
⑵　固定資産の減価償却の方法
⑶　引当金の計上基準
⑷　収益及び費用の計上基準
⑸　その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

5　会計方針の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、会計監査人設置会社以外の株式会社及び持分会社にあつては、⑷イ及びウに掲げる事項を省略することができる。

⑴　当該会計方針の変更の内容
⑵　当該会計方針の変更の理由
⑶　遡及適用（新たな会計方針を当該事業年度より前の事業年度に係る計算書類に遡つて適用したと仮定して会計処理をすることをいう。以下同じ。）をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額
⑷　当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた場合には、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更（新たに入手可能となつた情報に基づき、当該事業年度より前の事業年度に係る計算書類の作成に当たつてした会計上の見積り（計算書類に表示すべき項目の金額に不確実性がある場合において、計算書類の作成時に入手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を算定することをいう。以下同じ。）を変更することをいう。以下同じ。）と区別することが困難なときは、イに掲げる事項を除く。）

ア　計算書類の主な項目に対する影響額
イ　当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期
ウ　当該会計方針の変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であつて、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項

6　表示方法（計算書類の作成に当たつて採用する表示の方法をいう。以下同じ。）の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

⑴　当該表示方法の変更の内容
⑵　当該表示方法の変更の理由

7　会計上の見積りの変更に関する注記は、会計上の見積りの変更をした場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

⑴　当該会計上の見積りの変更の内容
⑵　当該会計上の見積りの変更の計算書類の項目に対する影響額
⑶　当該会計上の見積りの変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項